

禁煙推進委員会だより

「山口県のたばこ対策について」

山口県健康福祉部健康増進課長／
山口県医師会禁煙推進委員 菊池 実代

山口県医師会におかれましては、平素より、禁煙推進委員会の開催や、県民への禁煙指導等を通じて、たばこ対策に向け積極的に活動頂いておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様御存じのとおり、たばこは肺がんや虚血性心疾患をはじめ、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等多くの疾患と因果関係があるとされています。

また、たばこは喫煙者だけでなく、受動喫煙により間接的に煙を吸い込む周囲の人への健康にも様々な悪影響を与えていることから、健康寿命の延伸に向け、社会全体の課題として、たばこ対策に取り組むことは重要です。

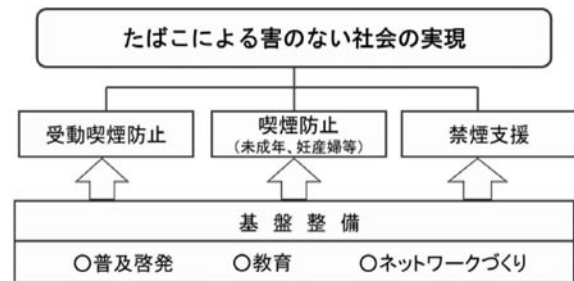
このため、山口県では、県の健康づくりの指針である「健康やまぐち21計画」において、たばこ対策を県民の健康に関する重要な課題のひとつとして位置づけるとともに、令和元年10月に改定した「山口県たばこ対策ガイドライン(第3次)」に基づき、たばこによる害のない社会の実現に向けて、「受動喫煙防止」「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」「禁煙支援」の三本柱による対策を、市町や関係団体と連携して推進しています。

まず、一本目の柱は「受動喫煙防止」です。

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わり、受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや患者等に特に配慮することとされました。

県では、たばこの煙のない（スモークフリー）環境を広げ、望まない受動喫煙を防止することを目指して、公共的な空間における受動喫煙防止対策として、施設の種別ごとの基準を設定するとともに、禁煙レベルに応じた表示（「敷地内禁煙」「屋内禁煙」等）を施設の出入り口等、人目につきやすい箇所に貼付するなどにより、施設の禁煙状況を利用者にわかりやすく示し、普及啓発に努めています。

たばこ対策の体系図



二本目の柱は「喫煙防止」です。「健康やまぐち21（第2次）」で掲げる「未成年者の喫煙をなくす」及び「妊娠中の喫煙をなくす」の目標値0%を目指し、県では、各ライフステージに応じた情報提供と健康教育を実施しており、健康教育の際には医師会の先生方にも御協力いただいているところです。また、保健師・薬剤師等、喫煙防止の普及に取り組む専門職を対象に、専門研修を実施し、県民に対して効果的な喫煙防止指導ができる人材を育成しています。

三本目の柱は「禁煙支援」です。県民健康栄養調査（H27）によると、喫煙率は近年減少傾向にあり、男性27.1%、女性6.9%ですが、「健康やまぐち21（第2次）」で男性16.4%、女性1.6%を目標値に掲げ、効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やすよう、喫煙者に対して様々な機会を通じて禁煙をすすめる情報提供を推進します。

県としましては、「たばこによる害のない社会の実現」を目指して、取組を進めてまいりますので、今後とも県医師会におかれましては、御協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

